

同一労働・同一賃金等への対応はお済みですか？

令和3年4月1日からパートタイム・有期雇用労働法が全面適用されます。

ポイント1

正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。

ポイント2

事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあった場合、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて説明をしなければなりません。

ポイント3

職場のトラブルについて紛争解決援助が利用できます。



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「パゆうちゃん」

厚生労働省ホームページ(同一労働同一賃金特集ページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

パート・有期ポータルサイト

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

◆問い合わせ先 宮城労働局雇用環境・均等室
☎299-8844

放送大学4月生募集

放送大学は、テレビ・ラジオの放送やインターネットを通して自宅で学べる正規の大学です。

放送大学では、2021年4月入学生を募集中です。

働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で約9万人の幅広い世代、職業の方が学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など幅広い分野を1科目から学ぶことができます。

資料を無料で差し上げていますので、お気軽に放送大学宮城学習センターまでご請求ください。

◆出願期限 第1回 令和3年2月28日(日)
第2回 令和3年3月16日(火)

◆問い合わせ先 放送大学宮城学習センター
☎224-0651

情報コーナー

12月3日から9日は『障害者週間』です

障害者週間は、障害者への理解を深めると同時に、障害者が今まで以上に社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

村では、障害のある人もない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくりを目指しています。地域で支え合う環境づくりにご理解とご協力をお願いします。

◆問い合わせ先

健康福祉課 ☎345-0253

所得税の確定申告はスマホから！

新しい生活様式のひとつとして、所得税の確定申告はスマホで作成、そのままデータ送信(e-Tax)を提案します。

マイナンバーカード対応のスマホでマイナンバーカードを読み取るか、税務署で発行を受けたIDとパスワードを利用することで、混み合う確定申告会場に出向くことなく、いつでもどこでもスマホ申告ができます。

マイナンバーカードなどをまだお持ちでない方はお早目にご準備ください。

令和2年分の所得税の確定申告は、スマホをぜひご利用ください。

詳しくは、国税庁のホームページでご確認ください。

進化するスマート申告 検索

◆問い合わせ先 仙台北税務署
☎222-8121

第22回原阿佐緒賞短歌募集

◆内容 短歌形式で内容は自由

◆応募規定 中学生以上
未発表の短歌1人2首まで
専用の応募用紙で応募
(任意様式可)

◆出詠料 1,000円(中・高校生は無料)

◆締切日 令和3年1月31日(日)

◆応募・問い合わせ先
原阿佐緒記念館「第22回原阿佐緒賞」係
(大和町宮床八坊原19-2)
☎346-2925

国民年金だより

老齢基礎年金を受け取る前に資格期間の確認をしましょう

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方の老後の保障として、65歳になったときに支給されます。保険料納付済期間(厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む)と保険料免除期間などを合算した資格期間が10年以上ある場合は、終身にわたって受け取ることができますので、年金受給前にご自分の年金記録について年金機構から送付される「ねんきん定期便」や、パソコン、スマートフォンから検索できる「ねんきんネット」(<http://www.nenkin.go.jp/n-net/>)などで事前に確認しましょう。

◆年金を受け取るために必要な資格期間

- ①国民年金の保険料を納めた期間
+
- ②国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間
(一部免除の期間は、減額された保険料を納めた期間であること。)
+
- ③昭和36年4月以降の厚生年金保険の被保険者および、共済組合の組合員であった期間
+
- ④第3号被保険者であった期間 ※1
+
- ⑤国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間(合算対象期間)など
=資格期間(10年以上の期間が必要です)

※1「第3号被保険者であった期間」とは、厚生年金保険や共済組合等の加入者(第2号被保険者:原則として65歳未満)に扶養されていた配偶者で20歳以上60歳未満の期間(昭和61年4月以降の期間に限る)です。詳しくは年金事務所、又は住民生活課までお問い合わせください。

予約制による年金相談のご案内

◆予約申込方法(前日及び当日のご予約は、受け付けできません。)

- 年金相談の予約は、相談希望日の約1カ月前から前々日までの間で、電話又は年金相談窓口で受け付けます。
- 予約を受け付ける際には、『相談者及び配偶者氏名』、『基礎年金番号』、『電話番号』、『相談内容』等について確認します。

◆予約相談の時間

- 平日(月～金) 午前9時～11時・午後1時～3時
- ※予約の状況により、ご希望の日時を調整される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆相談に行くとき

年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるもの(運転免許証・パスポート・身障者手帳等の顔写真付のもの)は1点、被保険者証・年金手帳・預金通帳等の場合は2点)をご持参のうえ、予約時間までにお越しください。

- ※代理の方が相談に来る場合は、委任状が必要となります。
- ※都合により来所できなくなった場合には、事前にご連絡ください。

予約受付専用電話:0570-05-4890
※電話の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。
(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

◆問い合わせ先 仙台年金事務所 ☎224-0891 住民生活課 ☎341-8512